

松本短期大学 同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は松本短期大学同窓会と称し、事務局を松本短期大学内に置く。

住所：長野県松本市笹賀 3118

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校と緊密な連携のもと、その発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会 員

第4条 会員は次の通りとする。

- 1 正会員 松本保育専門学校及び松本短期大学の卒業生
- 2 準会員 松本短期大学の在校生
- 3 特別会員 松本短期大学現旧教職員

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 名誉会長 1名
- 2 会 長 1名
- 3 副 会 長 3名
- 4 書 記 局 若干名
- 5 理 事 15名
- 6 監 事 3名

第6条 役員は次により選出する。

- 1 名誉会長には母校の学長を推す。
- 2 会長は理事長の互選とする。
- 3 副会長は各学科の会長がこれに当たる。
- 4 理事は各学科ごと五名選出し、これに当たる。
- 5 書記局は正会員の中から会長が任命し、1名は母校の事務局長を当て、会長がこれを委嘱する。
- 6 監事は正会員の中から理事長において選出する。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は総会及び理事会とする。

第10条 総会は次により行う。

- 1 総会は正会員をもって構成する。
- 2 総会は会員の3分の1以上の要請及び理事会の決議により会長がこれを招集する。

第11条 理事会は次により行う。

- 1 理事会は正副会長、理事及び書記局によって構成される。
- 2 理事会は毎年4月に定例会を開く。
なお、会長が必要と認めた時、または理事の3分の1以上の要請があった時、会長が招集する。

3 理事会においては次の事項を審議し、議決する。

- ① 事業計画及び事業報告に関する事項
- ② 歳入・歳出及び予算・決算に関する事項
- ③ 会則の変更に関する事項
- ④ 総会に付議する事項
- ⑤ 会長の選任に関する事項
- ⑥ その他必要事項

第5章 会計

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 入会金及び終身会費（以下会費という）は次により徴収する。

- 1 入会金及び会費は松本短期大学入学時に徴収する。
- 2 中途退学者の入会金及び会費については、本会への寄付金とみなし、返還しないものとする。
- 3 入会金及び会費の額は理事会において定める。

第14条 経常費は次の通りとする。

- 1 経常費は各年度の入会金・会費・寄付金を持ってこれをまかなう。

第15条 特別会計は次の通りとする。

- 1 各年度の決算後の残高は、特別会計として積み立てておくものとする。
- 2 特別会計は、事業の執行にあたり不足が生じた場合、理事会の決議により使用できるものとする。

第6章 組織

第16条 同窓会活動の円滑な発展と交流の促進の為、卒業学科ごとに組織をもうける。

ただし、専攻科については、母校の幼児保育学科を卒業した者は幼児保育学科同窓会に、また母校以外の養成校卒業生は介護福祉学科同窓会の組織に属するものとする。

- 1 卒業学科ごとに細則を定める。
- 2 卒業学科ごとに正副会長及び庶務係を置く。
- 3 事業については理事会において承認を受けるものとする。

第7章 会則の変更

第17条 本会則は総会において出席会員の過半数をもって変更することができる。

第8章 その他

第18条 会員及び特別会員に、弔事・災害等が生じた場合は、会長の責任において適宜に対応し、理事会において承認を受けるものとする。

◎付則 本会則は昭和49年4月1日より施行する。

本会則は平成 7年4月1日 一部改訂・施行

本会則は平成21年4月1日 改定・施行